



答 申 第 7 5 9 号  
令 和 元 年 8 月 2 8 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和元年8月28日付け神保障第1481号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 障害者基本法に基づく次期神戸市障がい者保健福祉計画、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく次期神戸市障がい福祉計画及び次期神戸市障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者の健康状態や必要な介助・支援等の生活実態調査を実施し、個人情報を収集することは、障害者施策の計画的な推進と障害者サービスの向上に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【アンケート項目】

- ・回答者区分
- ・居住区
- ・年齢
- ・性別
- ・同居者
- ◎健康状態
- ◎介助・支援状況
- ◎必要な介助・支援
- ◎障害に気づいた時期
- ◎障害者手帳、自立支援医療受給者証の保持状況
- ◎障害者手帳の等級
- ◎身体障害の内容
- ◎療育手帳の判定
- ◎精神障害者保健福祉手帳の等級
- ◎診断・支給状況
- ◎障害支援区分の認定
- ◎要介護度
- ◎在籍学校
  - ・充実すべきサービス
  - ・望む進路
- ◎障害児サービス等利用状況
- ◎障害児サービス等を利用しない理由
- ◎暮らしているところ
  - ・住まいで困っているところ
- ◎通所型福祉施設利用状況
  - ・入所施設等サービスで困っているところ
  - ・将来の住まいと介助・介護・支援のあり方についての希望
  - ・入所希望時期
  - ・生活するために必要な条件
  - ・地域活動に参加するために必要なこと
  - ・参加・協力したい地域活動
  - ・地域活動支援センターの利用頻度
  - ・外出時の利用手段
  - ・外出の頻度
  - ・外出の目的
  - ・最もよく行く場所までの平均時間
- ◎市助成制度の利用状況
  - ・外出時の困りごと・心配ごと
- ◎就労状況
- ◎仕事の種類
- ◎就労形態

- ◎平均給料
- ◎工賃収入
- ◎働いていない理由
- ◎就労経験
- ◎仕事をやめた理由
  - ・就労意欲
  - ・勤務日数
  - ・勤務時間
  - ・仕事を探す方法
  - ・日中の過ごし方の希望
  - ・障害のある人が就労するために必要なこと
- ◎障害者のための福祉サービス情報の入手手段
- ◎音声コードやその他読み取り機能の利用状況
  - ・福祉サービスに関して必要だと思う情報
- ◎計画相談支援・障害児相談支援の利用状況
- ◎障害福祉サービス等の利用計画者
  - ・計画相談支援・障害児相談支援の利用希望
- ◎計画相談支援・障害児相談支援を利用していない理由
- ◎差別や偏見を受けたことがあるかどうか
- ◎差別や偏見を受けた場所
- ◎差別や偏見を受けた内容
- ◎差別や偏見を受けた場合の相談先
  - ・世界自閉症啓発デー、発達障害週間、障害者雇用支援月間、障害者週間の認知
  - ・啓発事業の参加や印刷物の入手の有無
  - ・啓発事業の名称等
  - ・啓発事業の不参加や印刷物を入手しない理由
  - ・参加したい啓発事業
  - ・市主催の障害者福祉関係セミナーや研修会の参加の有無
  - ・セミナーや研修会を知った媒体
  - ・市主催の障害者福祉関係セミナーや研修会に参加しない理由
  - ・障害関係の法律等の認知
- ◎神戸市障害を理由とする差別に関する相談窓口の利用の有無
- ◎ヘルプマークまたはヘルプカードの保有状況
  - ・災害時の援助者の有無
  - ・災害時の協力者の有無等
  - ・災害時に困ること
  - ・福祉避難所の認知状況
  - ・防災訓練の参加状況
  - ・防災訓練に参加しない理由
  - ・買い物やサービスを受けたときのトラブル内容
  - ・意見、要望
  - ・介助・支援している方の年齢
  - ・介助・支援している方の健康状態
  - ・介助・支援に関して困っていること
  - ・メールアドレス



答 申 第 7 6 0 号  
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和元年8月28日付け神保障更第294号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 障害者基本法に基づく次期神戸市障がい者保健福祉計画、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく次期神戸市障がい福祉計画及び次期神戸市障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者の生活実態調査を実施するため、保健福祉局障害福祉部更生相談所が保有する障害者手帳情報を利用することは、的確な計画策定に資するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

令和元年9月1日時点で、福祉情報システムに登録されている、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者（市内在住の方）。

【福祉情報システム登録情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日（年齢）
- ・性別
- ・身体障害者種別
- ・身体障害者障害程度
- ・知的障害者障害程度
- ・要配慮者



答 申 第 7 6 1 号  
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和元年 8 月 28 日付け保  
保調第 1960 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 障害者基本法に基づく次期神戸市障がい者保健福祉計画、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく次期神戸市障がい福祉計画及び次期神戸市障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者の生活実態調査を実施するため、保健福祉局保健所調整課が保有する特定医療費（指定難病）受給者証情報を利用することは、的確な計画策定に資するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

令和元年9月1日時点で、保健福祉局保健所調整課が把握している、特定医療費（指定難病）受給者証所持者（市内在住の方）。

【特定医療費（指定難病）受給者証情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・生年月日（年齢）
- ・性別



答 申 第 7 6 2 号  
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和元年 8 月 28 日付け神保保精第 831 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 障害者基本法に基づく次期神戸市障がい者保健福祉計画、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく次期神戸市障がい福祉計画及び次期神戸市障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者の生活実態調査を実施するため、精神保健福祉センターが保有する自立支援医療（精神通院）受給者証情報を利用することは、的確な計画策定に資するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。



神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

令和元年9月1日時点で、福祉情報システムに登録されている、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者（市内在住の方）。

【福祉情報システム登録情報】

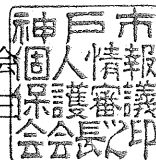
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 生年月日（年齢）
- ・ 性別
- ・ 自立支援医療（精神通院）受給者証の有無
- ・ 要配慮者



答 申 第 7 6 3 号  
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和元年 8 月 28 日付け神保障第 1481 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 障害者基本法に基づく次期神戸市障がい者保健福祉計画、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく次期神戸市障がい福祉計画及び次期神戸市障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者の生活実態調査を実施するため、調査対象者情報を電子計算機処理することは、正確な調査対象者の把握に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市障がい者生活実態調査の実施について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【福祉情報システム登録情報】

- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 生年月日 (年齢)
- ・ 性別
- ◎身体障害者種別
- ◎身体障害者障害程度
- ◎知的障害者障害程度
- ◎自立支援医療 (精神通院) 受給者証の有無
- ・ 要配慮者

【特定医療費 (指定難病) 受給者証情報】

- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 氏名
- ・ 生年月日 (年齢)
- ・ 性別